京丹後市長 中山 泰様

京丹後市監査委員職務執行者 鈴木修一

京丹後市監査委員 多賀野一彦

令和6年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 審査に付された令和6年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、 別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度

京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

京丹後市監査委員

令和6年度 財政健全化審查意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度京丹後市健全化判断比率について審査した結果は、次のとおりである。

1 審査の対象

令和6年度京丹後市健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月22日

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準 (令和6年度)
① 実質赤字比率	_	_	_	12. 43
② 連結実質赤字比率	_	_	_	17. 43
③ 実質公債費比率	13. 1	13.0	12.8	25. 0
④将来負担比率	126. 1	113. 4	118.9	350. 0

[※] 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「─」は、赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、実質収支額が8億6,110万円の黒字のため△4.17%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が22億2,145万円1千円の 黒字のため \triangle 10.75%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことか ら算定されない。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は13.1%であり、前年度に比べて0.1ポイント増加している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は126.1%であり、前年度に比べて12.7ポイント増加している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っているものの、引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組まれたい。

財政健全化判断指標である令和6年度京丹後市健全化判断比率は、健全な基準の範囲内にあるが、将来にわたり安定して質の高い行政サービスを提供するため、引き続き、自主財源の確保に一層努力され、歳入歳出の両面において、健全かつ中長期的視点に立った持続可能な行財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度京丹後市資金不足比率について審査した結果、次のとおりである。

1 審査の対象

令和6年度京丹後市資金不足比率

2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月22日

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全	備考	
五 川 石	令和6年度	令和5年度	令和4年度	化基準	ν ιιι	
① 水道事業会計	_	_	_			
② 下水道事業会計	_	_	_		地方公営企 業法適用	
③ 病院事業会計	7. 7	0.7	_	20.0)(II)	
④ 市民太陽光発電所事業特別会計	_	_	_	20.0		
⑤ 工業用地造成事業特別会計	_	_	_		地方公営企業法非適用	
⑥ 宅地造成事業特別会計	_	_	_		71412-17 72714	

※ 資金不足比率の「一」は、資金不足が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 水道事業会計の資金不足比率について

化基準の20%を下回っている。

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が△12億8,885万7千円(黒字のため△表記。以下同じ。)のため、前年度と同様に「─」と表示され、良い状態である。

- ② 下水道事業会計の資金不足比率について 令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が△2億3,058万1千円のため、 前年度と同様に「一」と表示され、良い状態である。
- ③ 病院事業会計の資金不足比率について 令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が4億4,823万3千円発生してい るため7.7%(前年度0.7%)となっているが、健全化法に規定する経営健全
- ④ 市民太陽光発電所事業特別会計の資金不足比率について 令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が△1,338万6千円のため、前年 度と同様に「一」と表示され、良い状態である。
- ⑤ 工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について 令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が△2,326万4千円のため、前年 度と同様に「一」と表示され、良い状態である。
- ⑥ 宅地造成事業特別会計の資金不足比率について 令和6年度の資金不足比率は、資金不足額が△5,079万円のため、前年度と 同様に「一」と表示され、良い状態である。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計は、令和4年度は資金不足比率が発生していなかったが、令和5年度で再び資金不足比率が発生し、令和6年度は比率も増加している。他の事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題点は認められなかった。

病院事業会計については、医師不足の常態化など、経営環境は依然として非常に厳しい状況にある。引き続き、経営改善に向けた分析・検討を行い、経営の健全化を目指して職員一丸となって取り組まれるとともに、令和5年度に策定した「京丹後市立病院経営強化プラン」に取り組み、経営改善と経費節減に努めていくことを強く望む。

健全化判断比率等審查資料

資料 1 健全化判断比率の状況 ・・・ 6

資料 2 資金不足比率の状況 ・・・ 7

資料1

健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

X	分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	備	考
実質赤	字比率	△ 4.17	△ 4.42	△ 5.71		
連結実質	赤字比率	△ 10.75	△ 12.56	△ 15.25		
実質公債	責費比率	13.1	13.0	12.8		
(3年平均)	単年度	13.17596	12.88145	13.38859		
将 来 負	担比率	126.1	113.4	118.9		

[※] 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字の場合、マイナス表記となる。

(2)早期健全化基準

(単位:%)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	備	考
実質赤字比率	12.43	12.44	12.44		
連結実質赤字比率	17.43	17.44	17.44		
実質公債費比率	25.0	25.0	25.0		
将来負担比率	350.0	350.0	350,0		

資料2

資金不足比率の状況

(単位:%、千円)

						` ' '	<u> /0(113/</u>
		令和6年度			令和5年度		
2	公営企業会計名	資金不足 比率	資金不足額	事業の規模	資金不足 比率	資金不足額	事業の規模
 	水道事業会計	_	△1,288,857	1,020,729	_	△1,048,776	1,074,383
適	下水道事業会計	_	△230,581	550,867	_	△245,880	524,176
用	病院事業会計	7.7	448,233	5,760,244	0.7	46,688	5,854,964
法	市民太陽光発電所事業特別会計	_	△13,386	42,435	_	△15,150	47,211
非適	工業用地造成 事業特別会計	_	△23,264	23,264	_	△24,433	24,433
用	宅地造成事業特別会計	_	△50,790	50,790	_	△45,290	45,290

[※]資金不足額は、黒字の場合、マイナス表記となる。

経営健全化基準 20.0
